

税制適格年金 (新団体年金共済) 随時払加入申込書

全国労働者共済生活協同組合連合会 (全労済) 御中

<誓約・同意事項> 貴生協が実施する長期共済/税制適格年金の各事業規約・同細則に定められた契約上の内容を了承し、被共済者の同意の上、共済契約を申し込みます。申込書および告知に記載の各事項が、事実と相違ないことを被共済者とともに誓約します。記載事項に明らかな誤りがあるときは、当該事項について訂正されても異議ありません。なお、契約者等の個人情報、本人確認・共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されること、本契約に関する契約者等の特定個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に規定された目的のために利用されること、また、全日本自治体労働者共済生活協同組合に提供されること、所属する労働組合を通じて加入する場合は、これらの個人情報(特定個人情報を除く)が労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。*個人情報の取扱いに関する詳細は、HP等のプライバシーポリシーをご参照ください。

申込日	共済本部送金日	発効日
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 1 日

▼組合員の所属番号・生協組合員番号は、必ず単組でご確認ください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	生協組合員番号

組合名	
職場名	

組合員名 (契約者名)	「ご契約のしおり」の内容を理解し、承諾しました。	生年月日	※年齢(発効日時点)
フリガナ ----- (自署)	印	⑨:19 ⑩:20 年 月 日	歳

【加入口数の注意事項】

随時払は、1口1万円単位で、1か月の発効あたり10万円からお申し込みができます。1か月の発効あたりの上限額と随時払の通算限度額は、発効日時点の年齢によって異なります。

<※満54歳以下>

1か月の発効あたりの上限額は200口200万円です。
随時払の通算限度額は、長期共済と税制適格年金を合算して1,500万円です。

<※満55歳以上>

長期共済と税制適格年金の月払・半年払を含めた払込共済掛金累計限度額6,000万円を超えない限り、1か月の発効あたりの上限額と随時払の通算限度額はありません。

※ この年齢は、税制適格年金の年金開始年齢によって異なります。満55歳以上となるのは、年金開始年齢が満60歳のときです。年金開始年齢を1歳上下すると、この年齢も応じて1歳上下します。

▼【加入口数の注意事項】をご確認の上ご記入ください。

加入口数	掛金額
1口1万円× 口	万円

注意事項

- * 税制適格年金(月払・半年払)に加入している場合に限り、随時払を行うことができます。
- * 随時払は、月払・半年払のいずれも払い込みがない場合(中断中)は利用できません。
- * 半年払のみご加入されている場合、随時払は1月または7月発効となります。
- * 随時払掛金が共済本部へ着金した翌月1日が発効日となります。
- * 掛金は随時払専用口座へ直接お振込みをお願いします。
- * 振込口座は所属単組へお問い合わせください。
- * 振込手数料は個人負担となります。

《振込先》 手数料は個人負担となります
中央労働金庫 中央ふれあい第一支店
普通口座 No.0024027
口座名義 ゼンロウサイ

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務処理欄	単組支部			単組本部			県支部			共済本部		
	受付日	/	/	受付日	/	/	受付日	/	/	受付日	/	/
	点検	未・済	未・済	点検	未・済	未・済	パンチ提出	未・済	未・済	パンチ提出	未・済	未・済
	送付日	/	/	送付日	/	/	登録日	/	/	登録日	/	/
確認印	印	印	確認印	印	印	確認印	印	印	確認印	印	印	